

◎新潟県告示第1090号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、糸魚川市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年10月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（航空写真撮影及びデジタルオルソ作成）
- 2 作業期間 令和4年10月5日から令和5年1月31日まで
- 3 作業地域 新潟県糸魚川市内